

東日本大震災からの復旧・復興に関する重点提言

東日本大震災からのすみやかな復旧・復興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 震災からの復興を成し遂げるために必要な事業について、復興の進捗に応じ、復興交付金や震災復興特別交付税などの財源を確実に措置するとともに、復興交付金の効果促進事業について、更なる使途の柔軟化を図ること。
- (2) 震災の影響により人口減となった自治体においては、平成 27 年国勢調査人口を普通交付税の算定基礎とすることは財政への影響が甚大であることから、平成 22 年国勢調査人口を引き続き普通交付税算定基礎とする特例措置を設けること。
また、被災地における普通交付税の合併算定替え適用期間について、「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」により延長が可能となる期間まで特例措置を延長すること。
- (3) 震災発生から時間が経過するにつれて、各支援自治体では職員等派遣が困難となる状況が見受けられることから、被災市町村への職員等派遣について必要な措置を講じること。
- (4) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (5) 東日本大震災特別家賃低減化事業については、建物管理開始から 10 年間とされているが、低所得者の生活の維持のため、更なる支援延長を講じること。
また、6 年目以降は家賃補助が減少し入居者の負担割合が増えることから、6 年目以降も負担割合を据え置くこと。
- (6) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するとともに、償還免除要件として示されている無資力要件に生活保護受給者等も含めること。
また、自治体個々の取組みには限界があるため、国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。
- (7) 市街地液状化対策事業については、期間延長するとともに、事業損失補償等も補助対象とすること。

- (8) 社会資本整備総合交付金（復興枠）については、被災自治体の復旧・復興事業に支障を来たすことのないよう、十分な予算を確保し、適切に配分すること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) プレハブ仮設住宅建設用地等の貸借期間の終了に伴う返還や災害公営住宅整備の進展等に伴うプレハブ仮設住宅団地の集約など、仮設住宅入居者の責めに帰さない事由により仮設住宅間の転居が生じる場合、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (2) 他自治体からの避難者のみが残るプレハブ仮設住宅等に入居する被災者に対しては、借上げ民間賃貸住宅への転居を認めるよう運用を見直すこと。
- (3) 災害公営住宅への入居資格がない低所得世帯に対し、財政支援を含め住宅確保支援のための対策を講じること。
- (4) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編制ができるよう復興加配教員等の継続した配置を図るとともに、養護教諭や栄養教諭も含めた加配の充実を図ること。
- (5) 生活再建に向けた各種支援施策を、被災自治体や被災者を支援する団体等が継続的、安定的に実施できるよう、「地域支え合い体制づくり事業」をはじめ、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。
- (6) 介護保険制度について、被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、一層の財政措置を講じること。
- (7) 被災者の生活再建を支援する介護保険の利用者負担等の減免措置について、国の責任において全額財政措置を講じるとともに、平成24年10月以降の都市自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。
- (8) 国民健康保険制度等について、被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (9) 被災者の生活再建を支援する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成24年10月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。
- (10) 被災者生活再建支援金について、被災地の実態にかんがみ、上限額や適用範囲

の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。

- (11) 農業相続人に課せられる農地等の相続税について、復興事業を早期に進めるため、一定の条件下で猶予される相続税の免除要件を緩和する措置を講じること。
- (12) 災害危険区域における移転促進区域内の土地等の譲渡に伴う所得があった第1号被保険者の介護保険料を減免した場合、その減免額について、平成25年度分から財政措置を講じること。

3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 復興交付金については、被災地域の賑わいを取り戻し、地域の再活性化を図るための地域振興策に活用できるよう、制度を拡充すること。
- (2) 被災地の本格復興に向け、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効活用を図るため、被災地の実情に配慮し、期限が定められている特例の適用期間を延長すること。
- (3) 防災集団移転促進事業におけるすべての土地の買取りや土地購入後の活用等について、弾力的に運用するとともに、平成28年度以降も十分な予算額を確保すること。
- (4) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、雇用要件等について柔軟に対応するとともに、申請期間及び運用期間を延長すること。
- (5) 震災等対応雇用支援事業及び事業復興型雇用創出事業について、平成28年度以降も支援を継続するとともに、予算の拡充及び事業要件の緩和を図ること。
- (6) 被災地の労働力不足を解消するため、高齢者及び女性の雇用機会の拡充をはじめ、労働者受入れに向けた職業訓練、建設、介護及び水産関係の就職促進や教育訓練など、労働力確保対策を推進するとともに、財政支援措置を講じること。
- (7) 地域で働く意識醸成やU J Iターン促進に向けた取組み、新規就業者に係る研修等に対する制度の構築・拡充など、地元定着を図るための支援策を講じること。
- (8) 新たな企業誘致や雇用機会の維持・創出を図るため、被災者雇用開発助成金等の助成制度について、支給要件緩和や支給額の増額など、支援内容の充実を図ること。

さらに、従業員確保のための新たな住宅確保支援策や県域を越えた雇用確保対策など、被災地域内の企業への就労を促す新たな施策を講じること。

- (9) グループ補助金（中小企業組合等共同施設等災害復旧補助金）については、仮復旧や段階的な復旧事業についても補助対象とするなど柔軟に活用できる制度

とすること。

- (10) 東日本大震災被災地域において、復旧・復興対策が確実に実施されるよう必要な予算を確保するとともに、地域農業の再生や経営再開に向けた取組をより一層支援すること。

4. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 公立学校施設等の耐震化事業に対する国庫負担率の嵩上げ措置について、全国画一に終了するのではなく、被災地域の実情に応じて期間を延長すること。

また、I s 値 0.3 以上 0.7 未満の施設も地震による倒壊の危険性があることから、I s 値 0.3 未満の施設と同等となるよう I s 値要件の撤廃と補助単価の見直しを行うこと。

さらに、大規模改造事業における老朽化対策に係る補助率の引上げと補助制度の充実を図ること。

- (2) 被災した農業集落排水施設の撤去費用や滅失を行う施設に対する起債償還の免除など必要な財政措置を講じること。

- (3) 地域公共交通確保維持改善事業における被災地特例については、平成 28 年度以降も継続するとともに、対象要件を拡充すること。

- (4) 被災地域の産業復興、安全・安心なまちづくりを推進するため、復興道路・復興支援道路等の道路網について、事業完了までの財源を確保したうえで、早期に整備すること。

- (5) 鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援措置を講じるとともに、鉄道復旧事業について財政措置を講じること。

- (6) 東日本大震災に係る地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援策を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。

また、鉄道復旧までの代替交通を確保するため、必要な支援策を講じること。

- (7) 湾口防波堤及び防潮堤等の海岸保全施設等の復旧・復興について、必要な財政措置を講じるとともに、早期復興を実現すること。

- (8) 大型船に対応した大水深の耐震強化岸壁を早期に整備するとともに、港湾背後への産業集積等、港湾機能を拡大すること。

- (9) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。

東京電力福島第一原子力発電所事故への対応と 原子力安全・防災対策に関する重点提言

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束と完全な賠償、そして放射性物質による国民・住民生活に対する影響への対応、原子力安全・防災対策の充実、汚染水対策の着実な推進等、下記事項について国の責任と財政負担により、万全の措置を講じられたい。

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

(1) 原発事故に関する対応への財政措置等

- ① 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、全額国費負担により強力に推進すること。
- ② 福島再生加速化交付金については、対象事業及び対象地域を拡充すること。
- ③ 原発事故に伴い大幅減収となった固定資産税や都市計画税など、税収の減収分について財政措置を講じること。
- ④ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の実施期間を延長するとともに、対象業種を拡充すること。

(2) 放射性物質の除染対策

- ① 放射性物質汚染廃棄物の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明し、その推進を図ること。
また、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任を持って対応するとともに、基準値内の汚染廃棄物についても、指定廃棄物と一体的な処理を行うこと。
- ② 除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良や補修など必要な道路・交通対策を実施すること。
- ③ 農林業系汚染廃棄物については、処理加速化事業を継続するとともに、技術的支援などにより、その廃棄物処理が終了するまで支援すること。
また、これらの減容化施設については、国と県が連携し、必要性や安全性に関する説明を行い、計画地域の理解を得ること。
- ④ 都市自治体が現場の状況に応じた除染方法及び手順を速やかかつ柔軟に選

択できるよう、随時「除染関係ガイドライン」を見直し、除染実施について柔軟な運用を認めるとともに、事務の簡素化・効率化等により都市自治体の負担を軽減すること。

また、除染経費については、実態に即した標準単価を設定するとともに、国が全額を負担すること。

- ⑤ フォローアップの除染については、柔軟な実施を可能とするとともに、その経費に係る財政措置を講じること。
- ⑥ 河川・湖沼・森林等における除染については、実効性の高い除染技術を確立するとともに、必要な財政措置等を講じること。
- ⑦ 果樹の放射性物質対策である改植事業については、表土除染と一体的に行うこと。
- ⑧ 大規模事業所（ゴルフ場等）に係る除染について具体的な手法を確立するとともに、国の責任において除染すること。

（3）廃炉・汚染水対策

福島第一原子力発電所の汚染水対策については、国が主体的に取り組み、実効性のある地下水対策、汚染水流出阻止及び風評被害防止に関する措置を可及的速やかに実施すること。

また、廃炉対策については、事業者に作業を任せることなく国が前面に立ち、国内外からの英知を結集し、安全かつ確実にを行うこと。

（4）原発事故に伴う損害賠償の適正な実施及び迅速化

- ① 原発事故に伴う損害賠償請求については、完全賠償するよう東京電力を強く指導すること。
- ② 都市自治体が放射性物質影響対策に要した費用の賠償請求に対し、迅速に支払いに応じるよう東京電力を強く指導すること。
- ③ 原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の賠償基準を明確にすること。
- ④ 商工業等に係る営業損害賠償については、被害者が今なお原発事故により受けた困難に直面していることを踏まえ、原子力損害賠償審査会が示した「中間指針第二次追補」に明示されているとおり、事業者等が従来と同様の営業活動を営むことが可能となる日まで賠償を継続するよう東京電力を強く指導すること。
- ⑤ 住民や企業等が自ら行った放射性物質検査費用及び除染費用については、全

額賠償するよう東京電力を強く指導すること。

- ⑥ 住民が放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされている現状を受け止め、平成 24 年 9 月以降の精神的損害については、迅速かつ誠実に賠償がなされるよう、東京電力を強く指導すること。
- ⑦ 被災者に対する総合的かつ継続的な相談体制の確保を図るため、国及び東京電力が主体となり、各種窓口を一元化するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を常駐させること。
- ⑧ 旧屋内退避区域と旧緊急時避難準備区域における避難指示区域解除後の賠償期間の公平な取扱いを行うとともに、旧屋内退避区域に係る財物賠償について速やかに対応すること。

(5) 食品等の安全確保対策への支援

- ① 米の全量全袋検査に要する経費については、引き続き震災復興特別交付税により措置するなど十分な財政措置を講じること。
- ② モニタリング体制の維持・充実を図りながら、農林水産物等に係る放射性物質検査体制の充実や積極的な P R など地域と連携した取組を推進するとともに、高性能非破壊検査機の導入など放射性物質検査に要するすべての経費に対して財政措置を講じること。

また、住民の食品に対する不安を払拭するため、国の責任において、きめ細かな説明を住民に対して行うこと。

- ③ 山菜・野生きのこ類の出荷が可能となるよう、具体の取組について指導支援すること。さらに、科学的知見をもって、放射性セシウムの移行メカニズムを明らかにし、出荷の見通しを立てられるようにすること。
- ④ カリ肥料等放射性物質吸収抑制資材の散布については、翌年度の対策経費及び個別農家の経費を東日本大震災農業生産対策交付金事業の対象とすること。

(6) 医師確保対策等

- ① 不足する医師・看護師等の医療スタッフ及び障がい者支援施設・介護保険施設スタッフを配置するとともに、人手不足が深刻化している医療従事者の確保については、国の施策により早急に対策を講じること。

また、私的病院の医療体制の確保を図るため、所要の財政措置を講じること。

- ② 医療機関の甲状腺検査に関する人材育成、機器整備等に対する支援を行うこと。

(7) 住民の健康確保

- ① 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特に子どもたち、高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じること。
 - ② 全国に避難している住民も含めた内部被ばく検査環境の整備を早急に進めるとともに、内部被ばく・外部被ばく検査に係る経費及び長期的な健康管理に要する全ての費用について財政措置を講じること。
また、これら対策の実現に当たっては、関係自治体への説明及び意見交換を早急に行うこと。
 - ③ 「子ども被災者支援法」の基本方針において定められた支援施策の推進については、避難先における就労支援など、避難者の意見を十分に踏まえ行うこと。
また、同方針における支援対象地域及び準支援対象地域については、同法に定める一定基準以上の放射線量が計測された地域の基準を、合理的に説明できるものにする事。
 - ④ 被災地における子育て環境を整備するとともに、子どもたちの発達段階ごとに生じる疾患に対する医療と研究を推進し、長期的な健康管理体制を確保するため、病院施設・研究所・健康増進センター等の機能を複合化した総合小児医療センターを整備すること。
 - ⑤ 甲状腺検査を含む放射線による健康影響調査について、調査結果の客観的妥当性を確保するため、大規模かつ精度の高い手法により被ばくと健康影響の因果関係を検証すること。
 - ⑥ 全国民に対し、放射能及びその健康に及ぼす影響に関する正しい知識を啓発すること。
 - ⑦ 原発事故に起因する病気の早期発見のため、特定健康診査及びがん検診などの健康管理を拡充し、年齢にかかわらず全ての住民に速やかに健康診断を実施できるよう実施体制の整備・支援、市町村や各保険者に対する支援・財政負担を軽減すること。
 - ⑧ 原子力災害時において迅速な対応が図られるよう安定ヨウ素剤の配備並びに服用方法について、服用時期や服用量などの具体的な基準を示すこと。
- (8) 自主避難者等に対する生活再建支援
- ① 仮設住宅に入居している高齢者に対する介護施設整備等、介護サービスの提供について十分な対策を講じること。
 - ② 原発事故による区域外避難者の所有する土地・家屋に対する固定資産税等に

については、区域内避難者と同様の課税標準の特例を適用すること。

(9) 風評被害対策及び産業の流出防止対策の充実

- ① 農林水産物など各分野の風評被害の解消については、地方消費者行政活性化交付金による長期的な支援など、今後も十分な財政措置を講じること。
- ② 風評被害払拭のため、広報等に対する支援、国内外からの観光誘客や大規模な国際会議等の開催・誘致など幅広い施策を講じること。
- ③ 被災地においては、風評被害も含めあらゆる分野において厳しい状況が続いていることから、地域経済の活性化と安定した雇用の創出を図るため、企業誘致に繋がる施策に対し、支援体制の充実強化や必要な財政措置を講じること。
さらに、被災地域の経済を支える既存企業に対しても、同様の措置を講じること。
- ④ 観光誘客を推進するため、観光地の整備をはじめ各種施策等に要する経費について、財政措置を講じること。
- ⑤ ほだ場の除染によって発生する落葉層の処理を迅速に行い、しいたけ生産サイクルの回復と経営再建のための支援制度を創設すること。
- ⑥ 被災地における鳥獣被害防止対策については、広域的な観点から国の主導のもと、施策を推進すること。
また、基準値を超える放射性物質が検出された捕獲した有害鳥獣の処分については、埋設場所の確保や埋設による環境保全上の問題、焼却施設の不足など様々な課題があることから、国の責任により、迅速に対応すること。
- ⑦ 商圈や経済環境が回復するまでの間、事業者に対する税制優遇措置や社会保険料等の減免などの支援を行うこと。
さらに、福島復興再生特別措置法に基づく事業については、平成 28 年度以降もその着実な推進が図られるよう必要な財源を確保すること。
- ⑧ 国内外の産学連携と関連産業等の集積を促進するため、今後も地域の意見等を十分に踏まえ、国の主導のもと施策を実施するとともに、中長期的な財源を確保すること。
- ⑨ 東日本大震災特別区域法における「ふくしま産業復興投資促進特区制度」及び「ふくしま観光復興促進特区」については、平成 28 年度以降も継続するとともに、税制優遇措置を拡充すること。

2. 原子力安全・防災対策の充実

(1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所等の安全性の確保

- ① 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価については、厳格なる審査の下、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に必要な科学的知見の整備・蓄積を行い、更なる高度化を図ること。

- ② 高レベル放射性廃棄物の処分については、処分地選定などの課題に、国が前面に立って取り組み、国民的議論を尽くしたうえで必要な措置を講じること。
- ③ 原子力発電所の廃止措置については、安全を第一義として厳正に対処し、立地のみならず周辺関係自治体の意見を聴き、長期にわたる廃止措置を徹底した安全管理の下で行うよう事業者に対して指導・監督すること。
- ④ 原子力発電所の稼働に係る判断に当たっては、新規制基準を厳格に適用することはもとより、周辺地域の意見を十分に尊重すること。

(2) 原子力防災体制の充実強化

- ① 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新規制基準を厳格に適用することはもとより、原子力防災対策については、UPZ圏にとらわれることなく、関係自治体等の意見を積極的に取り入れ、原子力災害対策指針等の不断の見直しに努めるなど、その充実を図ること。

また、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安解消に努めること。

- ② 地域防災計画及び避難計画については、その実効性を高めるため、国は、原子力防災対策指針における未解決課題の方針を示すとともに、住民等の広域避難など都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。

さらに、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

- ③ 大気、海水、農地、農水産物などに対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性についての的確な情報を迅速に発信するとともに、モニタリングポスト等必要な資機材に係る経費について、十分な財政措置を講じること。

また、廃棄物処理施設のモニタリングに対する財政措置については、平成28年度以降も継続すること。

- ④ 原子力発電所に近接する都市自治体等においては、今後の原子力防災対策に多大な経費が必要になることから、適切な財政措置を講じること。
- ⑤ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、都市自治体の実態に十分配慮すること。
- ⑥ 原子力施設の安全確保及び防災対策上における「安全協定」の位置付けを明確にすること。
- ⑦ 国は、安全規制に携わる人材の増強と育成を行い、現場における規制体制の強化を図ること。
- ⑧ 地域防災力の向上を図るため、都市自治体における原子力防災に携わる関係者の対応能力の向上、原子力防災教育の充実及び避難訓練等の企画・実施を支援すること。

地震・津波等災害防災対策の充実強化に関する 重点提言

地震・津波等災害防災対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

(1) 地域における地震・津波等災害防災対策を着実に推進するため、地震・津波被害を最小限とする「減災」の視点を取り入れた社会資本整備を国直轄で推進すること。

(2) 発生が予測されている地震・津波の被害想定調査を早急に実施し、被害想定を各都市自治体に示すこと。

また、地域防災計画の見直し、防災拠点施設、ハザードマップの整備等、都市自治体における防災・減災対策に対して十分な財政措置を講じること。

(3) 津波避難タワーや道路法面を利用した津波一時避難場所の確保、避難路の整備、地域レベルでの津波避難計画の作成、津波避難訓練等、津波対策に対して財政措置を拡充すること。

(4) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による津波避難対策特別強化地域における防災対策を推進するため、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業、住宅、医療機関及び福祉施設等の高台移転並びに高台開発に係る財政措置を拡充すること。

(5) 防災拠点や避難所の耐震化を一層推進するため、庁舎、公民館等の公共施設及び地域コミュニティ施設の耐震診断、耐震改修、大規模改修に対し、財政措置を拡充すること。

また、甚大な被害をもたらす最大規模のレベル2の地震・津波の対応を基本とした公共施設整備のガイドラインを示すこと。

(6) 液状化の事前対策を推進するため、公共施設や街区等の大規模敷地だけでなく、民間建築物へ液状化対策の対象範囲を拡大すること。

また、液状化被害による地籍の混乱に対し、筆界の確定を円滑に行えるよう必要な措置を講じること。

(7) 大規模地震発生時における火災の発生を抑制するため、感震ブレーカーの設置促進など、必要な措置を講じること。

- (8) 火山防災対策について、広域的な被害が想定される場合の具体的な避難先の明示や避難路の整備拡充、幹線道路閉塞時における避難・救助活動等の制約の早期解消に向けた体制強化のための支援措置を講じること。

また、火山防災対策に係る研究施設の整備及び火山専門家の育成を図ること。

2. 土砂災害対策の推進について

- (1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了及び都市自治体を実施する避難所等の防災体制の整備に必要な支援を講じるとともに、避難勧告の発令など必要な情報伝達体制を整備すること。

また、土砂災害警戒区域等の住宅改修・移転等に対する支援制度を充実するとともに、移転に伴う開発行為の要件を緩和すること。

- (2) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、早期に防災対策を実施するとともに、事業採択要件の緩和など財政措置を充実すること。

3. 河川等における治水事業の推進について

- (1) 大規模水害及び局地的な大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、危機管理体制を充実強化すること。

また、河川等の抜本的な治水安全度の向上に寄与する河川管理施設の整備や未整備区間の整備を促進すること。

さらに、河川管理施設の老朽化及び耐震化に伴う改修・更新等を推進するとともに、流下能力の向上等に必要な河川改修や内水対策など予防的な治水対策を講じること。

- (2) 都市自治体が管理する河川の改修、河川管理施設の整備及び内水等による浸水被害対策について、支援制度の拡充など必要な財政措置を講じること。

- (3) 局地的な大雨を、より詳細に予測・観測できるシステムの整備促進を図り、気象観測体制を充実強化すること。

また、特別警報の発表については、住民が適切な避難行動を行えるよう、県単位ではなく市町村単位で行うことや、発表時期について検討を加えること。

- (4) 大規模水害時において、地域住民等の安全な避難体制が構築できるよう、都市自治体を超えた広域避難を迅速かつ統一的に行うための体制を早期に整備すること。

- (5) 民間施設への雨水貯留施設の設置を促進するため、事業者に対する必要な支援

策を講じること。

4. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 防災行政無線について、デジタル化に係る整備費及び維持管理費の財政措置を拡充するとともに、国や消防機関等の無線局と同様に電波利用料を全額免除すること。
- (2) 緊急防災・減災事業債について、永続的な実施を図るとともに、対象事業及び財政措置を拡充すること。
- (3) 自主防災組織の育成・活性化を図るための支援措置を講じること。
- (4) 帰宅困難者対策について、事業者に対する支援措置及び都市自治体に対する財政措置の拡充を図るとともに、国が主体となって一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションの整備並びに代替輸送手段の確保を行うこと。
また、一時滞在施設における事故等について、国が補償する姿勢を明確化すること。
さらに、帰宅支援において行政や事業者を含めた関係機関が連携を図れる体制を整備すること。
- (5) 大規模災害発生時には、行政機能の低下を最小限に抑え、地域防災計画に基づく応急対策や復旧・復興対策を実行するとともに行政サービスを早期に再開する必要があることから、業務継続体制の強化に係る支援措置を講じること。
- (6) 地震等の発生により想定される甚大な被害に対し、適切な支援活動の展開が可能となるよう、基幹的広域防災拠点等の設置箇所を増加させ早急に整備すること。

5. 発災時の支援対策の充実強化について

- (1) 大規模災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は地方との連携強化に努めること。
- (2) 被災者の生活環境の向上のため、指定緊急避難場所及び指定避難所の整備、備蓄物資の確保、バリアフリー化等、機能強化に係る財政措置を拡充すること。
- (3) 災害復旧・復興を着実に進めるため、国が負担する公共土木施設災害復旧事業の財政措置を拡充すること。
- (4) 被災自治体への支援活動を積極的に行えるよう都市自治体の主体的な被災地支援を災害救助法で明確に位置づけるとともに、支援活動に対し財政措置を講じること。

また、被災自治体が自衛隊の派遣を直接要請できる権限を付与すること。

- (5) 市町村単位で適用される災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災したすべての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和すること。

また、被災者生活再建支援法の適用については、「半壊・一部損壊」及び「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大すること。

- (6) 災害援護資金貸付金制度については、償還免除事由の更なる拡大や、免除対象とならない少額償還者等に対する償還期限の延長を講じること。

また、償還事務に係る被災自治体への財政措置や、災害援護資金の償還免除対象を円滑に判断するための所得確認の仕組みを構築すること。

- (7) 罹災証明書の遅滞ない交付や被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、被災者支援システムの導入等に係る財政措置を講じること。

また、被災証明書の円滑な発行のために必要な措置を講じること。

- (8) 大規模地震に伴い必要となる市町村管理の公共基準点の改定に対し、財政措置を講じること。

6. 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 消防救急デジタル無線の維持管理、消防の広域化、消防庁舎の建替え、消防車両及び救助活動用資機材の整備等、消防力強化に係る財政措置を拡充すること。

- (2) 常備消防費及び救急業務費等を含む地方交付税の消防費の単位費用算定基礎は、現行「人口」であるが、面積、高齢化の状況、辺地・離島・山村等地域の抱える状況等を考慮し、実情をより反映した算定とすること。

- (3) 消防団活動への支援として、適切な報酬及び費用弁償の支給、消防団員の安全確保のための装備の充実、消防団が所有する消防ポンプ車の更新、消防団器具置場の建替え等、機動力強化に関わる財政措置を講じるとともに、消防団協力事業所の増加に資する対策を講じること。

- (4) 消防法施行規則で定める火災信号のうち「近火信号」及び「出場信号」のサイレン音の吹鳴パターンと、予報警報標識規則で定める津波警報標識の「大津波警報」及び「津波警報」の吹鳴パターンが同一であることから、消防団員等が迅速な避難行動支援に着手できるよう、吹鳴パターンの重複解消に向けた見直しを行うこと。

- (5) 病院前救護体制の強化のため、救急救命士の増員に対する支援措置を講じること。

地方創生の推進に関する重点提言

地方創生の推進を確実なものとするため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方版総合戦略の策定等

- (1) 地方版総合戦略の策定や地方創生に資する政策の立案などを円滑に進めるため、産業、経済、人口、社会インフラ等の分析に必要な情報提供の充実を図ること。
また、専門的な分析ができるよう、都市自治体向けの職員研修の充実など、支援策を講じること。
- (2) 地方創生の取組は、一地域の努力で解決できるものではなく、広域的かつ長期的な人口減少対策が必要であることから、国・都道府県・市町村等の相互連携の強化に係る支援の充実を図ること。
- (3) 施策の効果検証に当たっては、基準を全国一律とすることなく、地域の実情を十分に考慮すること。
- (4) 地方版総合戦略の策定、同戦略に基づく施策の実施等に当たっては、被災自治体や小規模自治体などの実情を十分に考慮し、地方創生人材支援制度や地方創生コンシェルジュ制度の拡充など、地方自治体に対する切れ目ない支援を図ること。
- (5) 地方創生について、国民の関心を高める広報・啓発活動等を充実させること。
特に、地方移住、企業の地方移転の効果等について、積極的な周知活動を展開すること。

2. 少子化対策

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超の財源を確実に確保すること。
- (2) 少子化対策等の人口減少対策については、中長期的観点からの総合的な取組みが必要であることから、単年度ではなく継続的な支援を講じること。
また、未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に取り組む都市自治体に対し、財政支援の充実を図ること。
- (3) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図るなど、必要な措置を講じること。

(4) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、病児保育等、地域の実情に応じた子育て支援施策を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

(5) 児童扶養手当について、第2子、第3子以降の加算額を引き上げること。

また、所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。

さらに、児童扶養手当と公的年金の併給調整について、手続きの簡素化を図ること。

(6) 我が国の人口減少社会に対応するため、現在、ほとんどの自治体が実施している子どもの医療費助成制度等地方単独事業は、本来国が全国一律に行うべきものであることから、国の責任において制度化すること。

また、国民健康保険制度において、同事業を実施している市町村に対し、ペナルティーとして療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を講じることとは、地方にのみ責任を負わせる極めて不合理な措置であることから、同措置を廃止すること。

(7) 子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険制度における子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度を創設すること。

(8) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じること。

(9) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、医学部を新設して地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

(10) 離職防止や復職支援等、女性医師等の医療従事者が継続して勤務できる環境を整備するなどの支援策を拡充すること。

(11) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

- (12) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じることにより、安定的な実施体制を構築すること。
- (13) 不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業における対象治療法の範囲等を拡大し、1回当たりの助成限度額を増額するとともに、一般不妊治療に対する助成についても検討し、必要な支援措置を講じること。
また、不育症について、治療方法確立のための研究体制等の充実を図るとともに、治療費等に対する必要な支援措置を講じること。
- (14) 婚姻歴のない非婚の母子家庭の母及び非婚の父子家庭の父に対しても寡婦（夫）控除を適用すること。
- (15) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。
- (16) ひとり親家庭に対する就業支援として、母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援の充実を図ること。
- (17) 高等職業訓練促進給付金等事業について、十分な財政措置を講じるとともに、制度の拡充を図ること。

3. 東京圏一極集中の是正

- (1) 大規模災害の発生等の有事における国家機能の維持・強化を図る観点等から、多極分散型国土の形成を促進すること。
- (2) 政府関係機関の地方移転については、国が主体的に取り組み、早期に実施するとともに、都市自治体からの提案に対応するための相談窓口を設置すること。
- (3) 地方へのひとの流れを創り出すため、都市自治体が行う移住・定住支援施策に対し、十分な財政措置を講じるとともに、地方移住希望者の支援に必要な移住関連情報の充実、地域おこし協力隊への財政支援の改善などにより、U J Iターンを促進すること。
- (4) 企業の地方移転や地方拠点の拡大を促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置などの支援策を拡充するとともに、財政措置を講じること。
また、国内産業の流出を防止するため、資金・人材の確保等実効性のある対策を講じること。
- (5) 地方採用枠を拡大する企業に対する支援の充実を図ること。
- (6) 地域の人材育成や産業振興等大きな役割を担っている地方大学等の高等教育機関について、地元就職の場合に返還義務を免除する奨学金制度を創設するなど、

当該機関がその役割を十分に果せるよう、多様な支援策を講じること。

- (7) 地方の特色を生かした魅力のある大学の創出など、地方高等教育機関の活性化を図るとともに、地域の人材育成等に対し、その機能を十分発揮できるよう、多様な支援策を講じること。
- (8) 生活関連社会資本等の整備を図るため、辺地及び過疎対策事業債については、市町村が幅広く利用できる制度とするとともに、所要額を確保すること。
- (9) 全国各地に観光立国による効果をもたらすため、クルーズ 100 万人時代の実現を目指し、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進すること。
- (10) 豊かな自然環境の保全と再生を図り、将来に向けて継承していくため、持続性のある施策と十分な財政措置を講じること。

4. 地域経済活性化

- (1) 地域経済の活性化を図るため、経済成長の更なる推進と経済の好循環を促進すること。

また、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた支援策を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興策について財政措置を講じること。

- (2) 企業の有する技術・能力や地域資源を活用した取組については、必要な支援策を講じること。
- (3) 技術継承や後継者育成などの課題を抱える伝統工芸品産業等については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう、人材育成を含む総合的な支援策を講じること。

また、新たな地域経済の担い手を創出するため、女性や若者の起業に対し、支援策を拡充すること。

- (4) 安定的雇用の維持と地域経済の活性化を促すため、緊急雇用創出事業を継続・拡充するなど、雇用対策関連予算の充実を図ること。
- (5) 若者等を取り巻く雇用情勢が依然として厳しいことを踏まえ、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体を実施する雇用・就業対策について財政支援を講じること。
- (6) 経営所得安定対策については、真に農業者の経営安定に資する制度とするため、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重するとと

もに、充実強化すること。

- (7) 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置を充実すること。

また、青年就農給付金の対象要件を緩和するとともに、新規就農者の安定就農を図るための継続的な支援制度を構築すること。

- (8) 持続可能な力強い農業を育てるため、農業の6次産業化を促進するための財政措置を充実すること。

- (9) 耕作放棄地の解消や棚田の維持管理など、中山間地域に対する財政措置を充実すること。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化のための諸施策の推進及び財政措置を充実すること。

- (10) 今般の農地制度改革において、農地転用許可権限を移譲することとされた「指定市町村」については、移譲を求める都市自治体が指定を受けることができる制度とすること。

- (11) 農業振興地域の指定・変更については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用ができるよう、改革を推進すること。

- (12) 畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことにかんがみ、乳製品向原料乳等の価格安定対策及び配合飼料価格安定対策など畜産・酪農経営安定対策を推進すること。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用の推進など更なる経営安定対策を講じること。

- (13) 林業経営の安定化のため、担い手の確保、育成事業を一層推進し、必要な財政措置を講じること。

- (14) 活力ある漁業・漁村づくりに向けて、各地の浜プラン策定を強力に推進するとともに、経営体の育成・確保を推進するための取組・支援を充実強化すること。

- (15) コンパクトシティの形成等、まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策については、地域の実情に応じた適切な財政措置を講じるとともに、地域商業の活性化に資する取組について支援措置を講じること。

- (16) 観光地としての国際競争力を高めるため、農水産物や自然景観など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

- (17) 観光振興・誘客に資する交通手段の確保及び観光案内標識の設置など、都市自

治体が取り組む観光振興施策については、総合的な支援を積極的に講じること。

(18) 外国人観光客の誘致を促進するため、海外への情報発信を行うとともに、外国人が安心・快適に旅行できるよう外国語表記の観光案内標識の設置をはじめとした環境整備を推進すること。

また、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の受入れ強化など外国人観光客の受入れ体制を強化すること。

(19) 再生可能エネルギー等の導入促進や省エネルギー化の推進については、支援制度の拡充など施策を充実するとともに、必要な財政措置を講じること。

5. 安心安全な暮らし

(1) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成の推進を図ること。

また、医療・介護等関係機関の連携を促進するため、更なる支援策を講じること。

(2) 地域包括ケアシステムの構築に際し、在宅医療を担う医師・看護師の育成・確保を図るなど、在宅医療の充実を図ること。

また、在宅療養支援診療所及びICTを活用した広域的な情報共有システムの整備のための安定的な財政措置を講じること。

(3) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

(4) 現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置の拡充と併せ、必要な対策を講じること。

(5) 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を生じないように、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。

また、既に実施している各種医療助成について、十分な財政措置を講じること。

(6) 今後新たに定期接種化されるワクチン及び既存の定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、国民が等しく予防接種を受けられることができるよう、制度の整備を図るこ

と。

(7) 公共施設の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却については、必要な地方財政措置を講じるとともに、公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、引き続き都市自治体を支援すること。

(8) 道路・橋梁等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

(9) 地域活性化に資する「道の駅」の整備・活用については、関係機関との連携体制の整備など必要な支援策を講じること。

(10) 地域経済の活性化や一般道路の交通渋滞解消等のため、地域の実情に配慮した有料道路の割引制度を導入すること。

(11) 住民の安全を守る観点等から、管理放棄された空き家等の解体・除去事業に対する財政措置を充実するとともに、都市自治体が行う空き家等の有効活用に資する施策に対して積極的に支援すること。

(12) 地域住民の日常生活に必要不可欠な地域公共交通の確保、機能強化及び利用促進を図るため、支援策の対象要件を緩和するなど必要な財政措置を講じること。

(13) 地方バス路線やコミュニティバス路線等が安定的に維持できるよう、地域公共交通確保維持改善事業の対象要件を緩和するなど支援体制を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。

(14) 島しょ部の生活交通として欠かせない航路等を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置を講じること。

(15) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設については、バリアフリー化を推進するため支援策を拡充すること。

(16) 地域鉄道の存続と安全性の向上を図るため、鉄道事業者や都市自治体が行う経営の健全化及び安全対策等の取組について、支援制度を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。

また、第三セクターによる地域鉄道を安定的に維持するため、インフラの老朽化対策及び運行費について、財政措置を充実すること。

(17) LRTをはじめとする新しい交通システムの導入に対する支援を充実強化すること。

(18) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金制度については、利用者負担の軽減

等を図る観点から、スクールバスや高齢者・子どもなどを対象とした福祉事業における市内送迎バス等の運賃・料金制度を見直すこと。

- (19) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律」に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標達成のため、各種施設等のバリアフリー化に伴う財政措置を充実すること。

6. 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた環境整備等

- (1) 気運醸成に資する全国的な取組みを実施するとともに、地域の活性化につながる財政措置を含めた支援を行うこと。

また、地域資源を最大限に活用した観光振興・国際交流を推進するとともに、訪日外国人の受入態勢の整備等に対する取組みを支援すること。

さらに、広域にわたる市町村と民間の連携によるインバウンド観光推進の取組みに対し、支援制度を創設すること。

- (2) 各地の製品・資材・産業技術等を活用し、中小企業の振興につながる取組みを実施すること。

- (3) 文化プログラムの実施について、全国的な展開を図るとともに、技術的・財政的な支援措置を講じること。

また、地方の文化を発信する機会となるよう、十分配慮すること。

- (4) 合宿誘致及び各種競技大会の地方開催を支援すること。

- (5) 日本文化を世界に向けて発信するための施設整備について、財政支援制度を創設すること。

7. 地方分権等の推進

- (1) 提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

また、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

- (2) 今後の地方分権改革においては、これまでの改革において実現に至らなかった権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

8. 地方創生を実現する財源確保

- (1) 地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図ること。
- (2) 地方版総合戦略に盛り込まれた施策を具現化し、地方創生を成果あるものとするため、平成 28 年度当初予算において、その内容や規模について、地方の意見等を十分に踏まえる形で、新型交付金を確実に創設すること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能な、対象分野、対象経費の制約を排除した、自由度が高く継続的なものとし、新型交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

真の分権型社会の実現による都市自治の確立等 に関する重点提言

都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

2. 提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

また、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 今後の地方分権改革においては、これまでの改革において実現に至らなかった権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

4. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

5. まちづくりを主体的に実施するうえで、土地に対する多重な規制が支障になって

いることから、地域の実情に応じた土地利用を可能とするため、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関連法制の統一に向けた検討を早期に開始すること。

6. 都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。

また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。

7. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に都市自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。

また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、都市自治体に新たな負担が生じないようにすること。

社会保障・税番号制度における地方自治体支援等に関する 重点提言

社会保障・税番号制度について、円滑な運用ができるよう、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 番号制度導入及び運用に係る経費については、通知カード及び個人番号カードの交付等も含め、原則として全額を国において適切に措置すること。

特に、システム導入及び改修に係る経費については、国の算定基準に基づく補助対象事業費を超える部分についても、地域の実態に即し確実に財政措置を講じるとともに、情報セキュリティ対策について、技術的支援の拡充や、対策に係る経費について財政措置を講じること。

2. 番号制度の導入を円滑に進めることができるよう、早急な情報提供や都市自治体との十分な協議・調整等を行うとともに、詐欺被害防止のための十分な情報提供も含め、国民への周知徹底等を図ること。

特に、番号制度の安全性や信頼性について、国民に丁寧かつ十分に説明すること。
また、個人番号カードの普及促進のための必要な措置を講じること。

都市税財源の充実確保に関する重点提言

地方分権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、国は、次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方税財源の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、更に法人実効税率を引き下げるに当たっては、恒久減税による減収は恒久財源で補てんすることを基本とし、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

(3) 消費税率（国・地方）10%段階で法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないよう十分配慮すること。

法人住民税法人税割の交付税原資化については、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであり、これを地方一般財源の不足に対する確保策としないこと。

(4) 持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源を確保するため平成 29 年 4 月に消費税率（国・地方）を 10%に改定することとなっているが、税率 10%時に導入するとされている軽減税率制度については、対象品目選定の公平性、困難性、社会保障財源確保への影響等様々な課題があることから慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、都市自治体の社会保障施策の推進に影響が生じることのないよう確実に代替財源を確保すること。

(5) 償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

(6) ゴルフ場利用税については、その税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町

村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっている。また、18歳未満、70歳以上及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動は非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分に配慮しながら課税しており、当該市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

- (7) 消費税率（国・地方）10%段階における車体課税の見直しに当たっては、自動車取得税については、その税収の7割が市町村に交付されている重要な財源であることから、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

また、自動車税・軽自動車税の環境性能割の導入については、新たな税制上の仕組みであり、納税者への十分な周知期間を設けるとともに、課税体制の整備に相当の期間を必要とすることから、平成28年度税制改正において具体的な制度設計を行うこと。

- (8) 自動車重量税については、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。
- (9) 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例による上乗せ分については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割等を踏まえ、その一部を地方へ譲与すること。

2. 地方交付税総額の確保と法定率の引上げ

- (1) 地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。
- (2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

3. 地方創生の実現に向けた財源の充実

- (1) 地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、「まち・ひと・しごと

創生事業費」の拡充を図ること。

- (2) 地方版総合戦略に盛り込まれた施策を具現化し、地方創生を成果あるものとするため、平成 28 年度当初予算において、その内容や規模について、地方の意見等を十分に踏まえる形で、新型交付金を確実に創設すること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能な、対象分野、対象経費の制約を排除した、自由度が高く継続的なものとし、新型交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

4. 財政健全化に向けた歳出改革

- (1) 地方歳出の大半は法令等に義務付けられた経費であることを十分に踏まえ、国の制度や法令の見直しを行わずに地方の歳出を見直すことは断じて行わないこと。

- (2) 地方歳出の効率化を議論する場合は、地方の財政力や行政コストの差は、人口規模や高齢化率、経済情勢、地理的条件など、歳出削減努力以上の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。

特に地方交付税の基準財政需要額については、地方公共団体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることに留意すること。

- (3) 都市自治体においては、更なる歳出効率化に向けて、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化等に取り組んでいるところであるが、これらが円滑に進められるよう、十分な財政措置を講じること。また、統一的な基準による地方公会計の整備の促進についても、適切な財政措置を講じること。

5. 退職手当に係る地方債の特例の延長

今後も職員の定員管理を進めていくうえで退職手当が著しく多額となり財政の安定が損なわれる都市自治体が見込まれることから、退職手当に係る地方債の特例については、平成 28 年度以降も延長すること。

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ） 協定交渉に関する重点提言

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉は、日本をはじめとする参加 12 ヶ国間において、平成 27 年 10 月 5 日、大筋合意に至った。

ＴＰＰは、日本経済の再生、地方創生推進のための原動力になると期待されている一方で、農業や医療など様々な分野に影響が及ぶものであり、とりわけ農林水産分野においては、深刻な影響を受けることが懸念されている。

よって、国は、ＴＰＰにより国内農林水産業、関連産業及び地域経済に影響が及ぶことを踏まえ、農林水産分野における影響を精査することはもとより、ＴＰＰ総合対策本部において、地方における重要な産業である農林水産業が、将来にわたり持続的発展が図られるよう、万全の国内対策を速やかに講じること。

介護保険制度に関する重点提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化すること。

2. 低所得者対策等について

低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

特に、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,400億円は確実に確保すること。

3. 平成27年度制度改正について

平成27年度制度改正に当たっては、特に次の事項について、適切な措置を講じること。

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成の推進を図ること。

また、医療・介護等関係機関の連携を促進するため、更なる支援策を講じること。

さらに、地域包括支援センターの円滑な運営を図るため、主任介護支援専門員等の必要な人員の確保・育成について、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

- (2) 介護予防給付の地域支援事業への移行については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。

新しい総合事業を円滑に実施するため、都市自治体への財政支援等の充実を図るとともに、都市自治体の財政状況等により事業の実施に格差が生じることのない

いよう、人材や受け皿の確保に係る広域調整に必要な財政措置を講じること。

また、生活支援サービス等を担うNPO等の参入促進のための財政支援を充実すること。

なお、実施時期については、都市自治体が基盤整備の実情に応じて判断できるよう見直すこと。

(3) 小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行及び居宅介護支援事業所の指定権限の都市自治体への移譲については、地域により介護基盤の態様が異なることや、新たな事務が発生することを踏まえ、財政措置を含めて十分な支援を講じること。

(4) 制度改正について、引き続き必要な情報提供を行うとともに、都市自治体の事務負担やシステム改修費等の財政負担に対する支援措置を講じること。

4. 介護サービスの基盤整備等について

現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置の拡充と併せ、必要な対策を講じること。

5. 介護報酬等について

平成 27 年度介護報酬改定の影響について、適切な検証を行い、質の高い介護サービスを継続して確保するため、必要な措置を講じること。

また、次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、報酬体系を簡素化するとともに、適切な人材の確保や介護従事者全体の処遇改善、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの実態に即した報酬単価とするなど、適切な報酬の評価・設定を行うこと。

国民健康保険制度等に関する重点提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度改革について

(1) 厳しい財政運営を強いられている国保について、財政支援制度の拡充により財政基盤を強化するため、消費税引き上げによる保険者への財政支援の拡充 1,700 億円とあわせ、平成 29 年度からの後期高齢者支援金への全面総報酬割導入による更なる国費 1,700 億円の投入を確実に実施すること。

(2) 今後も医療費の増加が見込まれることから、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

また、将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(3) 新たな制度の詳細について、国保基盤強化協議会等において引き続き十分協議し、都市自治体の意見を反映すること。

特に、都道府県と市町村の役割分担、国保事業費納付金及び標準保険料率の算定方法、市町村の事務の効率化等については、都市自治体の意見を十分尊重すること。

(4) 新たな制度の施行に際しては、被保険者や現場に混乱を招かないよう、国による周知、施行に向けた工程の提示、早期の国保運営方針ガイドライン策定、政令改正、十分な準備・広報期間の設定、速やかな情報提供を行うこと。

(5) 医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新たな制度の発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、新たなシステム設計については、新制度が円滑に運用できるよう、都市自治体の意見を十分に踏まえ、国の責任において構築するとともに、十分な準備・検証期間を確保すること。

2. 国民健康保険制度について

(1) 新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道

府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

- (2) 我が国の人口減少社会に対応するため、現在、ほとんどの自治体を実施している子どもの医療費助成制度等地方単独事業は、本来国が全国一律に行うべきものである。それにもかかわらず、同事業を実施している市町村に対し、ペナルティーとして療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を講じることが、地方にのみ責任を負わせる極めて不合理な措置であることから、同措置を廃止すること。

3. 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。

地域医療・福祉施策に関する重点提言

地域医療・福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師・看護師等の確保対策及び地域医療の充実について

- (1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、医学部を新設して地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

- (2) 医師に一定期間、地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する仕組みについて検討すること。

- (3) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

また、小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

- (4) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じることにより、安定的な実施体制を構築すること。

- (5) 今後新たに定期接種化されるワクチン及び既存の定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、国民が等しく予防接種を受けることができるよう、制度の整備を図ること。

2. 少子化対策の充実について

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超の財源を確実に確保すること。

また、新制度について適切な情報提供を行うとともに、引き続き都市自治体と

丁寧に協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を図ること。

(2) 新制度への移行を引き続き促進し、教育・保育の場を計画的に整備できるよう、施設整備費や運営費について十分な財政措置を講じるとともに、移行及び実施に伴う都市自治体及び事業者の事務負担の軽減を図ること。

(3) 公定価格について、すべての施設が安定的に運営できるよう、また、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

(4) 利用者負担について、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

特に、多子世帯の保護者負担の軽減を図るため、一層の支援措置を講じること。

(5) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図るなど、必要な措置を講じること。

(6) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、病児保育等、地域の実情に応じた子育て支援施策を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

(7) すべての自治体が単独事業として実施している子どもの医療費助成制度は、我が国の人口減少社会への対策として本来国が行うべきものであることを踏まえ、国の責任において制度化すること。

3. 障害者施策の充実について

(1) 障害者総合支援法に基づく制度の見直しの検討に当たっては、障害者の生活が保障された安定的な制度となるよう、関係者や都市自治体の意見を十分に反映すること。

また、制度を改正する際には、都市自治体、利用者及び事業者等が円滑に移行できるよう、制度設計の速やかな情報提供等に十分配慮するとともに、システム改修費等の諸費用について十分な財政措置を講じること。

(2) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担が生じないよう、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、障害特性等を考慮した障害福祉サービスや相談支援体制の充実・見直し等を図ること。

(3) 事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充を含め、必要な措置を講じること。

生活保護制度等に関する重点提言

生活保護制度等の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度については、受給者が増加し続けている都市自治体の危機的状況に対処し、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を円滑に実施するため、所要の措置を講じること。

また、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、今後も都市自治体と協議し、その意見を制度に反映すること。

2. 生活困窮者自立支援制度については、生活保護に至る前のセーフティネットとして真に実効ある制度とするため、国の責任において、事業実施に必要な人材の育成や法人・民間団体等の参入を促進するための更なる措置と併せ、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

また、持続可能な制度とするため、国と地方の協議を継続するなど、地方の意見を制度に反映させること。

3. 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

4. 高校生等奨学給付金制度等の充実を図るなど、就学支援による子どもの貧困対策を推進すること。

また、子どもの貧困対策に取り組む市町村に対し、財政措置を講じること。

廃棄物・リサイクル対策に関する重点提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理施設の整備等について

ダイオキシン対策等を施した廃棄物焼却施設が老朽化するなど、多くの地域で耐用年数を大幅に超える廃棄物処理施設が多数あり、適切なタイミングで更新・改良を進める必要があることを踏まえ、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

(1) 循環型社会形成推進交付金について、都市自治体に対し交付申請額が満額交付されるよう、所要額を確実に確保すること。

また、廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に拡充させること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

2. 家電リサイクル制度について

(1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い方式」に改めること。

また、対象品目の更なる拡大を図ること。

(2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬費用、リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が負担する仕組みとすること。

3. 容器包装リサイクル制度について

拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。

特に、都市自治体の収集運搬、選別保管に係る費用負担を軽減すること。

義務教育施策等に関する重点提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設に係る耐震補強事業等に対する財政措置の強化

(1) 公立学校施設等の耐震化事業を計画的に推進できるよう、必要な財源を確保するとともに財政措置の拡充を図ること。また、各自治体の実情を考慮し、耐震化に係る補助率嵩上げ措置を継続すること。

特に、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。

(2) 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。

また、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。

2. 分権型教育の推進について

(1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。

(2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

3. 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。

特に、少人数学級については、後退することなく、引き続きその推進を図ること。

4. 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員、特別支援教育コーディネーター等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。

5. 幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないよう十分な財政措置を講じると

ともに、保護者負担の軽減を図るため所得制限を緩和するなど、一層の支援措置を講じること。

また、現在、国において検討中の幼児教育無償化を実施するに当たっては、都市自治体の負担増とならないよう、全額国庫負担とすること。

東京オリンピック・パラリンピックの開催に関する重点提言

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた支援策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 開催に向けた環境整備等

(1) 気運醸成に資する全国的な取組みを実施するとともに、地域の活性化につながる財政措置を含めた支援を行うこと。

また、地域資源を最大限に活用した観光振興・国際交流を推進するとともに、訪日外国人の受入態勢の整備等に対する取組みを支援すること。

さらに、広域にわたる市町村と民間の連携によるインバウンド観光推進の取組みに対し、支援制度を創設すること。

(2) 各地の製品・資材・産業技術等を活用し、中小企業の振興につながる取組みを実施すること。

(3) 選手や観光客等の受入体制を整えるため、交通機関や各種施設等における多言語対応及びボランティアの育成等を推進すること。

(4) 選手や指導者の育成に係る支援を拡充すること。

(5) 治安対策及び感染症対策について万全を期すること。

(6) 文化プログラムの実施について、全国的な展開を図るとともに、技術的・財政的な支援措置を講じること。

また、地方の文化を発信する機会となるよう、十分配慮すること。

2. 開催に向けた施設整備等

(1) ナショナルトレーニングセンターの拡充整備を推進すること。

また、地域スポーツ施設の改修や機能向上等に対する十分な財政措置を講じること。

(2) 合宿誘致及び各種競技大会の地方開催を支援すること。

(3) 競技会場等におけるユニバーサルデザインとバリアフリー化の推進に対する支援を拡充すること。あわせて、心のバリアフリーの普及啓発を推進すること。

(4) 日本文化を世界に向けて発信するための施設整備について、財政支援制度を創設すること。

(5) 歴史的風致の維持向上のための財政支援制度を創設するとともに、歴史的遺産

の保存・伝承に対する支援制度の拡充を図ること。

- (6) 外国人観光客に対するホスピタリティの向上に向け、観光案内所等の観光施設整備に対する支援制度の拡充を図ること。

公共事業の充実に関する重点提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 災害に強い都市基盤の構築、地域経済の活性化を図るため、都市基盤の計画的かつ着実な整備に必要な公共事業予算を十分に確保するとともに、人材確保を含めた施工確保対策を講じること。
2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の計画的な事業執行に支障を来たすことのないよう、十分な予算を確保し、適切に配分すること。
また、両交付金制度の運用に当たっては、対象事業の拡大、採択基準の要件緩和及び事務の簡素化など都市自治体が活用しやすい仕組みにすること。
3. 公共施設の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。
特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却については、必要な地方財政措置を講じるとともに、公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、引き続き都市自治体を支援すること。
4. 下水道事業の計画的な普及拡大及び整備促進を図るとともに、施設の老朽化及び耐震化に伴う改修・更新等に対し、十分な財政措置等を講じること。

道路整備財源の確保等に関する重点提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源を確保すること。

あわせて、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. 高速自動車国道、一般国道及び地方道等については、ミッシングリンクを解消し、有機的なネットワークを形成するとともに、大規模災害時における代替性の確保や広域的な医療サービスの提供等、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで早期完成を図ること。

3. 道路・橋梁等の老朽化対策

(1) 道路・橋梁等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

(2) 維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく道路の維持修繕については、十分な財政措置を講じること。特に、点検等に係る費用については、幅広く地方財政措置を講じること。

さらに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

4. 地域活性化に資する「道の駅」の整備・活用については、関係機関との連携体制の整備など必要な支援策を講じること。

5. 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策については、安定的な財政措置を講じるとともに、特別交付税を重点配分すること。

運輸・交通施策の推進に関する重点提言

運輸・交通施策の更なる推進、地域生活交通の維持及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域公共交通に対する総合的支援

- (1) 地域住民の日常生活に必要不可欠な地域公共交通の確保、機能強化及び利用促進を図るため、支援策の対象要件を緩和するなど必要な財政措置を講じること。
- (2) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設については、バリアフリー化を推進するため支援策を拡充すること。
- (3) 地域鉄道の存続と安全性の向上を図るため、鉄道事業者や都市自治体が行う経営の健全化及び安全対策等の取組について、支援制度を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。

また、第三セクターによる地域鉄道を安定的に維持するため、インフラの老朽化対策及び運行費について財政措置を充実すること。

- (4) 地方バス路線やコミュニティバス路線等が安定的に維持できるよう、地域公共交通確保維持改善事業の対象要件を緩和するなど支援体制を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (5) 島しょ部の生活交通として欠かせない航路等を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置を講じること。
- (6) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金制度については、利用者負担の軽減等を図る観点から、スクールバスや高齢者・子どもなどを対象とした福祉事業における市内送迎バス等の運賃・料金制度を見直すこと。

2. 都市鉄道の路線延長、利便性の向上及び関連施設整備促進に必要な財政措置を講じるとともに、都市鉄道利便増進事業における補助制度を拡充すること。

3. 整備新幹線の早期開業等

- (1) 整備新幹線の利便性を向上するとともに、建設財源を安定的に確保し、早期全線開業を目指すこと。

また、基本計画に定めている未整備区間の事業化実現に向けて取り組むこと。

- (2) 沿線自治体の負担が軽減されるよう、新駅周辺地域の整備については、財政措

置を講じること。

また、新駅設置及び二次交通の充実等については、適切な支援措置を講じること。

(3) 整備新幹線の並行在来線については、安定的な経営維持、利用者増加及び利便性向上のため、財政措置を充実すること。

4. リニア中央新幹線開業に向けて、中間駅の周辺整備やアクセス道路の整備等が円滑に推進できるよう財政措置を講じること。

5. 港湾・海岸整備事業の促進

(1) 港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保するとともに、国土強靱化の取組を推進すること。

(2) 国際コンテナ戦略港湾のハブ機能強化のため、港湾背後への産業集積による創貨、コスト低減・利便性向上などによる競争力強化を推進するとともに、国際フェリー輸送を担う地方港湾の機能を強化すること。

(3) 全国各地に観光立国による効果をもたらすため、クルーズ100万人時代の実現を目指し、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進すること。

農林水産施策の推進に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経営所得安定対策等の充実強化

- (1) 経営所得安定対策については、真に農業者の経営安定に資する制度とするため、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重するとともに、充実強化すること。
- (2) 水田活用の直接支払交付金については、意欲ある農業者が自らの経営判断で、飼料用米・麦・大豆など戦略作物を選択し、その本作化が図られるよう戦略作物助成や産地交付金を拡充すること。

2. 担い手対策等の推進

- (1) 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置を充実すること。
また、青年就農給付金の対象要件を緩和するとともに、新規就農者の安定就農を図るための継続的な支援制度を構築すること。
- (2) 農地中間管理機構については、農地の集積・集約が推進されるよう、施策の充実を図り、十分な関係予算を確保するとともに、利用権の設定期間の要件緩和などの事業改善を行うこと。
また、都市自治体への委託業務については、事業の円滑化を図るため、事務を簡素化すること。

3. 農業農村整備事業の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策について、一層の財政措置を講じること。

4. 農山漁村の活性化

- (1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域

の実情に応じた取組みを推進できるよう更なる充実強化を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2) 耕作放棄地の解消や棚田の維持管理など、中山間地域に対する財政措置を充実すること。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化のための諸施策の推進及び財政措置を充実すること。

5. 地域の実情を踏まえた農地制度

- (1) 今般の農地制度改革において、農地転用許可権限を移譲することとされた「指定市町村」については、移譲を求める都市自治体が指定を受けることができる制度とすること。
- (2) 農業振興地域の指定・変更については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用ができるよう、改革を推進すること。

6. 鳥獣被害防止対策の充実強化

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、新たな研究や技術開発の推進等、被害の防止について抜本的な取組みを行い、鳥獣被害防止総合対策を更に充実強化するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (2) 猟銃の所持許可手続に係る狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため射撃場を確保すること。

7. 米の消費拡大策に積極的に取り組むなど、食料自給率・自給力向上に向けた抜本的な対策を早急に講じること。

8. 畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことにかんがみ、乳製品向原料乳等の価格安定対策及び配合飼料価格安定対策など畜産・酪農経営安定対策を推進すること。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用の推進など更なる経営安定対策を講じること。

9. 森林整備の推進

(1) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、平成 28 年度以降も継続し、必要な財政措置を講じるとともに、事務を効率化すること。

また、間伐等の森林施業や路網整備等を推進するため、森林整備事業の財政措置を拡充すること。

(2) 林業経営の安定化のため、担い手の確保、育成事業を一層推進し、必要な財政措置を講じること。

10. 水産振興対策の充実強化

(1) 活力ある漁業・漁村づくりに向けて、各地の浜プラン策定を強力に推進するとともに、経営体の育成・確保を推進するための取組・支援を充実強化すること。

(2) 漁港をはじめとする水産基盤の整備・補修・機能保全を図るため、必要な財政措置を講じること。

地域経済の活性化に関する重点提言

活力ある地域を形成し、地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域経済の活性化を図るため、経済成長の更なる推進と経済の好循環を促進すること。

また、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた支援策を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興策について財政措置を講じること。

2. 企業の地方移転を促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置などの支援策を拡充するとともに、財政措置を講じること。

また、国内産業の流出を防止するため、資金・人材の確保等実効性のある対策を講じること。

3. 観光振興施策に対する支援強化

(1) 観光地としての国際競争力を高めるため、農水産物や自然景観など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

(2) 観光振興・誘客に資する交通手段の確保及び観光案内標識の設置など、都市自治体が行きとる観光振興施策について総合的な支援を積極的に講じること。

(3) 外国人観光客の誘致を促進するため、海外への情報発信を行うとともに、外国人が安心・快適に旅行できるよう外国語表記の観光案内標識の設置をはじめとした環境整備を推進すること。

また、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の受入れ強化など外国人観光客の受入れ体制を強化すること。

4. エネルギー施策の推進

(1) 再生可能エネルギー等の導入促進や省エネルギー化の推進については、支援制度の拡充など施策を充実するとともに、必要な財政措置を講じること。

(2) 災害時においてもエネルギーを安定供給するため、必要な体制を整備するとともに、都市自治体が行きとる燃料供給体制の構築に対し、財政措置を講じること。